

## 埼玉県市町村共同事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県スマート自治体推進会議規約第10条の2に定める埼玉県市町村共同事業（以下「共同事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

### (共同事業)

第2条 共同事業は、総合行政ネットワークを共用する埼玉県内の市町村が共同で取り組む次の事業とし、埼玉県が実施する。

- (1) 情報セキュリティに関する人材育成事業
- (2) 情報通信ネットワークに関する人材育成事業
- (3) その他スマート自治体の推進に必要な事業

2 実施期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

### (市町村負担金)

第3条 共同事業に係る市町村負担金（以下「負担金」という。）は、前条の事業に要した額を埼玉県スマート自治体推進会議を構成する地方公共団体の数で均等に割った額（1円未満は切り捨て）とする。ただし、50,000円を上限とする。

### (負担金の納入方法)

第4条 市町村は、埼玉県が発行する納入通知書により定められた期日までに負担金を納入するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成18年5月19日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年5月25日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年8月12日から施行する。